

【取扱職種の範囲等の明示】

求職者・求人者のみなさまへ

株式会社ベストマッチ
(許可番号 27-ユ-300369)

■取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・ 当社の取扱業務範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
- ・ 取扱い地域の範囲：国内全域

■手数料に関する事項

< 求人者の方 >

別途職業紹介に関する覚書を締結させていただきますが、紹介が成立した時は成功報酬として所定の別紙手数料を申し受けます。

< 求職者の方 >

手数料は一切頂きません。

■求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱い者：職業紹介責任者 松田剛士

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

■個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者：職業紹介責任者 松田剛士

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の求人者・求職者から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき求人者・求職者が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

■苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者：職業紹介責任者 松田剛士

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

■返戻金制度に関する事項

当社から紹介した方が、入社後3ヶ月以内に自己都合による退職又自己の責めに基づく解雇により雇用契約が終了した場合、別紙手数料を求人者に返還いたします。

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 50% 手数料負担は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 50% 手数料負担は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者が就職後 1 年間で支払われる賃金の 50% 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料は消費税が含まれておりません。

※関係雇用主とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主または雇用主であった者とします。

※個別の職業紹介に関する実際の手数料は契約書によるものとします。